

ご注意ください!!

～京都信用保証協会ご利用の皆様へ～

信用保証協会は、信用保証協会法に基づく公的機関です。



●暴力団等の反社会的勢力は、一切保証対象となりません。

信用保証協会では、反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込に際して提出いただく信用保証委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入しています。



●金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は保証取扱いを行いません。申込人以外の第三者の同席および交渉はお断りしています。

暴力団関係者、えせ同和行為者等、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が、保証申込にあたって「便宜を図ってやる」「斡旋をしてやる」等の名目で、不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例が発生しています。

信用保証協会では、所定の信用保証料以外には手数料や入会金等は一切いたっておりません。第三者が介在・介入する保証申込は、固くお断りしています。



●「信用保証協会」の類似商号等を使用した機関、団体には十分ご注意ください。

「信用保証協会」と類似商号等を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメールおよびホームページ等にはご注意ください。このような機関、団体については、信用保証協会は一切関係ありません。もし、不審な勧誘を受けた場合や、被害やトラブルに巻き込まれた場合は、すぐにお近くの警察、消費者センターなどにご相談ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

京都信用保証協会

業務部 (075) 314-7221

山城支所 (0774) 43-8822

中丹支所 (0773) 27-6156

南丹支所 (0771) 22-1041

丹後支所 (0772) 68-0601

金融あっせん屋、暴力団等 の排除についてのお願い

当協会では、中小企業金融の適正かつ円滑な運用を図るため信用保証業務を推進する中であって、「いわゆる金融斡旋屋、暴力団等の反社会的勢力の介入に対しては、断固として保証は行わない」に努めています。よろしくお願ひします。

ご注意！

—信用保証ご利用の皆様へ—

最近、「保証協会へ保証申込みをしてやる。」とか、「あっせんする。」などの名目で、不正に手数料、賛助金等を要求する暴力団関係者、えせ同和行為をする者等がいるのでご注意下さい。

なお、保証協会には、手数料及び賛助金等は一切必要ありませんのでご不審の際はお問い合わせ下さい。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

京 都 信 用 保 証 協 会
(社)全国信用保証協会連合会
警 察 庁 暴 力 団 対 策 部
京 都 府 警 察 本 部

京都信用保証協会 業務部（経営支援室）
ホットライン TEL075-314-7221
FAX075-321-6117